**第８回大阪府障がい者施策推進協議会　差別解消部会　議事録**

日時：平成２６年９月３日（水） 午後６時から午後８時３０分まで

場所：国民会館住友生命ビル　１２階大ホール

出席委員

嵐谷　安雄　　（一財）大阪府身体障害者福祉協会会長

有澤　知子　　大阪学院大学法学部教授

井上　誠一　　（一財）大阪府視覚障害者福祉協会会長

江口　啓子　　（社福）大阪障害者自立支援協会相談室長

大竹　浩司　　（公社）大阪聴力障害者協会会長

小田　昇　　　関西鉄道協会専務理事

楠井　裕子　　大阪ガス株式会社リビング事業部お客さま部サービス企画チームマネージャー

倉町　公之　　（公社）大阪府精神障害者家族会連合会会長

坂本　ヒロ子　（社福）大阪手をつなぐ育成会理事長

柴原　浩嗣　　（一財）大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長

◎関川　芳孝　　大阪府立大学大学院人間社会学研究科教授

辻川　圭乃　　弁護士

坪田　真起子　（社福）大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センター所長

中島　義晴　　パナソニック交野（株）代表取締役常務

西山　和幸　　（社福）大阪府社会福祉協議会セルプ部会長

布施　晃　　　日本チェーンストア協会関西支部事務局長

吉川　和夫　　学校法人大阪初芝学園初芝立命館高等学校教諭

大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会代表委員

オブザーバー

関本　牧子 高槻市健康福祉部障がい福祉課課長代理

◎　部会長

○事務局

お待たせいたしました。ただいまから「第８回大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会」を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

現在の委員は、配布しております名簿のとおり１９名でございます。本日は、委員１９名のうち１７名のご出席をいただいております。本部会の運営要領第４条第２項の規定によりまして、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

　事務局ですが、障がい福祉室をはじめ関係課が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に配布資料の確認をさせていただきます。

　資料１　第７回差別解消部会における委員の意見等

　資料２　提言取りまとめまでのスケジュール

資料３　大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みについて（提言素案）

　参考資料　「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針のあり方に関する研究会」報告書（別表）

　次に次第には記載ございませんが、本日、３名の委員の方から資料提出を頂いております。

　また、各委員の机の上には前回と同様、参考資料を綴じたファイルを置いております。議論の際に適宜ご参照いただければと思います。

　資料の不足等ございませんでしょうか。ございましたら事務局までお知らせ願います。

なお、大阪府におきましては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づきまして、本会議も原則として公開としております。配布資料とともに委員の皆様の発言内容を議事録として大阪府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめ、ご了解いただきますようお願いします。

また、会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。それでは、以後の議事進行につきましては、関川部会長にお願いしたいと存じます。部会長よろしくお願いします。

○関川部会長

はい。府立大学の関川でございます。お忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。早速ですが、議事を進めさせていただきたいと思います。

本日の議題は、お手元の資料にもございますように、「大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みついて（提言素案）」の検討でございます。これまで７回にわたり議論をしてまいりましたが、いよいよ本部会として提言の取りまとめの作業に入りたいと思っております。

　本日の予定ですが、いつものように途中１０分の休憩時間を挟み、２０時３０分の終了予定にしております。委員の皆様方におかれましては、議事の進行にご協力いただきますようお願いいたします。それでは議題に入る前に、前回の部会における議論の確認をしたいと思います。事務局より議事録の説明をお願いいたします。

○事務局

はい。事務局でございます。それでは資料１、第７回差別解消部会における委員の意見をご覧ください。まず第一に、「雇用」分野における不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供についてのご議論をいただきました。ここでは２つ目の丸をご覧ください。点字資料では２ページの中程になります。「改正障害者雇用促進法」において規定されており、同法に基づく内容でガイドラインにまとめていただければというご意見がございました。

また、相談機関からは、次の丸でございますが、現実には労使間の話し合いでなければ解決できない問題がかなりあるため、大阪府の総合労働事務所や他の専門機関の紹介が主となるということで、実態のご紹介がありました。

また、このガイドラインにおける雇用の取扱いのご意見としては、次の丸でございます。点字資料では３ページになります。雇用促進法に任せるということがよいのではないか。あるいは大阪府のガイドラインに取り入れる場合、雇用促進法に準拠すればよいのではないかというご意見が出たところでございます。

次のページですが、点字資料は４ページの中程やや下です。その他のところです。合理的配慮の記載例は、この研究会の内容を記したものですが、できれば次回の会議に一覧を出してほしいというご意見がございました。今回、参考資料として添付させていただいております。

また、その下の丸、点字資料では４ページの下になりますが、障がい者の採用において、独りで通勤ができることが条件とされているという事例をご紹介いただきまして、実態として雇用の機会が制限されていることを知っていただければという実情の報告がございました。

下のガイドラインの機能にまいります。ガイドラインの機能につきましては、まず、最初の丸ですが、点字資料では６ページの下になります。ガイドラインの機能に係る論点に関しましては、ガイドラインの機能は啓発か規範性を持つものか、どちらか一方といった対立する考え方ではないと思うというご意見がございました。

次のページになります。ガイドラインは条例等を根拠とする実効性のあるものとすべきというご意見、その下の段落ですが、事業者としても条例により、内容が明確化されているほうが、利用者への対応がしやすいのではないかというご意見もございました。

その下の丸ですが、点字資料では８ページの中程になります。条例の内容でございますが、隣接する府県で内容を同じようにしてはどうかというご意見もございました。

その２つ下の丸でございますが、鉄道の例ですが、大阪府としてこのようにあるべきという考え方は必要ではないかということで、一定の地域性みたいなものを、認めてはどうかというご意見もございました。

また、その下の丸です。点字資料では９ページの中程です。その違いは、問題が出てくれば運用の中で調整をしていくほうがよいのではないかというご意見がございました。

次、ページをめくっていただきまして、相談、紛争の防止・解決の体制整備のほうにまいります。主な意見といたしましては、最初の丸でございます。点字資料では１２ページの頭になります。条例化の必要な位置付けに関しまして、紛争の解決機関を設置する、あるいは知事等に調査権限や公表の権限を設ける場合には、その根拠として条例が必要になってくるというご意見が出ております。

そしてその下の段落ですが、条例のように共生社会づくりを目的に、啓発機能を持たすこともあろうということで、条例の根拠の可能性について言及されております。

次に５ページに移りまして、点字資料では１３ページの一番下です。市町村の状況でございます。条例の必要性については、地域の意見を聞きながら検討していきたい。また、その下の丸ですが、策定したのちも、運用状況を点検する必要があると考えられるというご意見がございました。

その次の丸ですが、相談機関からのご意見でございます。これは体制として、誰がどのように担当しているのか。次のステップや段階に誰が調査しているのかといった具体的なことを、今後、検討していく必要があるのではないかというご意見が出されております。

その下の丸ですが、一定の道筋を表すフローチャートのようなものがあり、それで説明できることが望ましい。また、相談機関がどこまで担う必要があるのかという整理も、今後、必要になってくる。

その下の丸です。ですから、スーパーバイズを行う相談員の配置、その必要性については、その所管や位置づけが重要になってくる。その組織性についても、十分検討されたいという趣旨のご意見が出されております。

また、その下ですが、点字資料では１６ページの頭になります。相談機関のあっせんの現状の問題として、実際には相談の対応をしようと思っても、相手方と調整を行う権限がないということが、問題になるというご意見が出ております。

次のページにまいります。途中からになりますが、６ページの３行目からです。点字資料では１７ページの下になります。相談員には調整を行う権限を与える。調整委員会には助言、あっせんを行う権限を与える。条例に基づく機関とする必要があるというご意見です。

また、その２行下ですが、相談機関では対応できない紛争を解決する機関をつくるために、条例が必要だというご意見がございました。

その下の丸です。点字資料は１８ページになります。千葉県や熊本県の例によりますと。身体障がい者相談員や知的障がい者相談員が地域相談員になっているところですが、現実に紛争解決に関わるのは難しいのではないかというご意見でございます。それと同様の趣旨のご意見もありますので、飛ばさせていただいて、３つ下のご意見です。「障害者差別解消法」では、紛争の解決等に対して、主務大臣より事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告の制度はあるが、これを補完するものとしての紛争防止解決機関は必要であるということを前提に、裁判に訴えた場合は、実際には不法行為に係る損害賠償しかないということで、例えば飛行機に乗るという目的を果たすための助言やあっせん機能という意味での仕組みは、重要ではないかというご意見を頂戴しております。

また、その下ですが、既存の相談機関では、これらの問題解決機能につきましては、まだまだ不足しているのではないか。また、これの第三者機関の根拠として、公表、勧告まで行うとなると差別解消法第１４条を根拠とすることは困難ではないかというご意見をいただいております。

また、次の丸と同様の意見ですが、地域で相談に対応する人的資源を配置するなら、どのような人に委託するのか、あるいは報酬、権限をどのようにするのかということを、今後、検討していく必要があるのではないかというご意見をいただいております。

前回の意見については以上でございます。

○関川部会長

はい。ありがとうございます。

〇事務局

続きまして、資料２を説明させていただきます。今後の提言取りまとめまでのスケジュールです。本日、９月３日（水）でございますが、第８回の提言（素案）をご議論いただきまして、次回、９月１１日（木）に最終の第９回ということで、提言（案）ということで、部会による提言の取りまとめをお願いしたいと考えております。

取りまとめをいただいた後、１０月８日（水）、第３６回障がい者施策推進協議会を開催し、部会による提言報告を行っていただき、協議をいただくという予定にしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○関川部会長

はい。ありがとうございます。ただいまの説明内容について、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。修正するべき点など、もしございましたらご発言いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは早速ですが、提言（素案）の内容の検討を行いたいと思います。まずは提言（素案）の説明を事務局からお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

〇事務局

はい。引き続き説明させていただきます。資料３をご覧ください。事務局で作成いたしました現在の報告書（案）でございます。１ページ目です。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定を踏まえた大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みについて」というタイトルで提言（素案）として出させていただいております。最初に中身の構成について説明させていただきたいと思います。

　１ページをお開きください。全体で第１から、第６までで構成しております。第１につきましては、はじめにということで、検討の背景、理由等について説明しております。

第２は、検討経過ということで、これまでの検討経過の概略をお示ししております。

第３からは、ガイドラインの策定のあり方ということで、ガイドラインで取扱う「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の検討でございます。番号１から１１までございますが、１、２がこれまでの検討結果の報告です。３から１０までが、これまでご検討いただいた８分野の検討内容それぞれについて、それと１１に小括ということを設けておりまして、ここにつきましては、この第３の分の取りまとめということで、ガイドラインで取扱った内容の最終的な取りまとめを、部会のご意見として書かせていただいております。

同様に第４につきましても、ガイドラインの機能の検討として、前回ご検討いただいたものですが、これの１から２、３、４まで、５に小括を設けております。同様に第５につきましても、５のところに小括を設けておりまして、最後に第６のところで、全体の取りまとめという構成になっております。

それでは一枚めくっていただきまして、以下、ポイントのみ説明させていただきます。第１、はじめにのところです。ここにつきましては、これまでの経緯、背景について、説明させていただいておりまして、部会のご意見といたしましては、最後の６行を部会の意見として付けさせていただいております。

ポイントといたしましては、「障害者差別解消法」の制定後の状況にも適切に対応した大阪府ならではの取組みを進めることを期待するということ。最後に、理解、啓発の地道な取組みが重要であるということを付言するということで、部会のご意見として、付言をいただくという内容にしております。

第２の検討経過のところですが、点字資料は別の分冊になっておりまして、１ページ目になります。１番目に差別解消部会設置についての経過を、説明させていただいております。

２番目に差別解消部会における検討状況を説明させていただきます。ここでは、これまでの議論の整理というものを、平成２６年３月に取りまとめ、それに基づき、以下、検討を行ってきたという経過を記しております。

また、最後に、これらの検討の過程では、条例化の必要性についても意見が出され、議論を行ったという、ここは検討経過としての事実を記しております。

めくっていただきまして５ページをご覧ください。ここからガイドライン策定のあり方についての内容になります。ここでは、まず、第１番目ですが、障がいを理由とした差別と思われる事例の募集結果について、すでにご報告したところですが、再度ここに掲載しております。ここで（２）の募集結果のところですが、事例の件数ですが、当初５５２件（精査中）ということでございましたが、最終的には相談事業の件数も含めまして、６９１件となっております。なお、この事例につきましては、ホームページ上で全事例を公開したいと考えております。

２番目です。各分野の事例の検討における共通事項がございます。これは先ほど申しました３月にまとめていただきましたこれまでの議論の整理を基に、ガイドラインで取扱う不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供の検討に当たるということで、各分野別検討の前に、一度、確認をいただきまして、議論の前提とする項目をまとめさせていただいた資料、各会の分野別検討では、参考資料の１として、毎回、付けさせていただいた部分でございます。そこの部分を原文そのまま掲載しております。５ページから８ページにかけて掲載しております。

ここでは検討対象とする分野、それと次のページになりますが、（２）の事例の分類及び検討対象とする事例ということで、それぞれ不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供、そして、ページにまたがりまして、その他ということで、（ウ）は除外するガイドラインの対象とならない事項を集めたものですが、それを前提に、これまでご議論いただいたところでございます。

また、７ページ、点字資料では８ページになりますが、検討の進め方ということで、差別的取扱いの内容につきまして、何が差別に当たるのか。正当な理由があるときを一般論化してガイドラインとする。論点としてはどのような事例が考えられるのか。「Ｂ」として正当な理由が存在する場合について、どのようなことが考えられるのか。その正当な理由をどのような要件として判断するのかという論点で、検討いただいております。

また、（イ）については、ガイドラインで取扱う合理的配慮の不提供の内容ということで、合理的配慮は配慮を必要とする障がい者の対応や状況、また、配慮が求められた側の負担によって変わる個別性の非常に高いものであるということを踏まえて、ガイドラインでは望ましい取組み例を取り上げるということを、再度、確認していただいております。というところを再度ここで掲載しております。

８ページの真ん中から３の商品・サービス分野の検討結果として、掲載させていただいております。この内容につきましては、これまで各分野の検討において使用いたしました資料を、そのまま使わせていただいておりまして、その配列でありますとか内容については、趣旨としては変えておりませんが、一部、表現を分かりやすくした編集等は行っております。（１）の不当な差別的な取扱いについては、（ア）のほう不当な差別的取扱いの一般論化、そのままでございます。（イ）の不当な差別的取扱いになりうる事例については、ここ以降、取捨選択、あるいは文言の編集等行っております。その関係で、その下の※のところですが、上記の事例は、今回は事務局で作成したものという注意書きに変更しております。

これまでは各分野の検討におきましては、原則、応募のあった事例から引用していたわけですが、中身を編集している都合上、事務局で作成したものという注意書きに変更しております。また、（ウ）では、正当な理由と考えられる一般論化の例ということで、これも資料にありましたとおり、商品・サービスの分野でありました９ページにわたり、一般論化の例を掲示しております。

次に（２）の合理的配慮の不提供（ア）は、望ましい合理的配慮と考えられる事例そのものということで、これは障がい者が必要とする社会的障壁、除去のための事例から引用させていただいております。

　また、この事例を基に、望ましい合理的配慮の対応として、どのようなことが考えられるのかということを議論していただきまして、出た答えとして、（イ）のところに記させていただいております。

　また、その後でございますが、※の注のところですが、上記の事例は、事例募集で寄せられたものから引用作成された例示であり、これらに限定されたものではない。また、実施を求められた側に、無制限の負担を求めるものではなく、均衡を失した、または過度の負担が求められる場合、これは合理的配慮の不提供には該当しない。なお、過度の負担かどうか判断に当たっては、経済的、財政的なコストのほかに、業務遂行に及ぼす影響を考慮する必要があるという注意書きを付けております。

　いずれにしましても合理的配慮の不提供につきましては、非常に個別性が高くて、望ましい事例を挙げる。また、その対応例の事例を挙げるという方針に従って、このような取りまとめ方にさせていただいております。

（３）は、主な議論とさせていただいていまして、ここにつきましては、商品・サービスの検討の際に、委員の皆様方から出た意見、それを列記させていただいております。この中には一つ一つ説明は申し上げませんが、もっとこのようにすればいいという積極的なご意見、これはまだまだ宿題になっているのではないかというご意見も含めまして、今後、検討に当たって留意すべき項目として、この報告書に掲載するという趣旨でございます。

　以下、同様の整理で１１ページからは福祉サービス分野、１３ページからは、公共交通機関、公共的施設・サービス等分野、１５ページからは住宅分野、１７ページからは情報・コミュニケーション分野、１８ページからは教育分野、２１ページからは医療分野、最後、２４ページからは雇用分野となっております。

　雇用分野については、今、説明申し上げた整理とは若干違っておりまして、ここはご議論いただきました結果ですが、最後の段落のところをご覧ください。雇用分野については、当初、国が策定する雇用分野の指針を踏まえ、位置づけを整理するとしているところであるが、府が策定するガイドラインや紛争解決の対象とはせず、「改正障害者雇用促進法」での対応に委ねることが適当であると考えられるという結論にさせていただいております。ここまでが各分野の記述でございます。

１１では、先ほど申し上げました小括として、取りまとめとしてのご意見を頂戴したいと思っております。まず１番の策定に当たっての基本的な考え方です。点字資料は６３ページになります。ここでは（ア）のところですが、広く関係事業者の意見を聞く。わかりやすいガイドラインを作成する。また、それを周知するということを（ア）の第１点として掲げております。（イ）は、作り方として、まず、当面は大きな枠組みをつくり、今後、相談事業における解釈事例を積み上げていく考え方を示しております。また、（ウ）につきましては、ガイドラインは柔軟な運用が可能なものにするという方向性を付けさせていただいております。

（２）です。この基本的な考え方に基づきまして、具体的どのように記載していくかという考え方を示しております。（ア）は、すべての事象を網羅的に記載することは困難でありますので、不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供の一般論化を記載するとして、基本的な考え方を示す。（イ）につきましては、府民生活に関わる分野ごとに、その内容を掲げて、具体的にイメージできるような内容にする。（ウ）につきましては、分野ごとに望ましい合理的配慮の事例を記載する。併せて合理的配慮の定義や内容を掲載する。（エ）につきましては、すべて事例の記載に当たっては、記載された事例がすべてであるといった誤解を生まないように留意する。また、（オ）ですが、障がいの特性ごとに記載することも有効であるということで、できるものは、そのようなことを検討するという趣旨でございます。

続きまして（３）です。点字資料は６５ページなります。ここは不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供の内容ということで、不当な差別的取扱いの一般論化、合理的配慮の不提供の一般論化の文言でございます。ここは先ほど説明いたしました前提となる資料、各分野の事例の検討における共通事項の文言と全く同じものでございまして、これを前提に議論していただきましたので、最終的には、ここの前提として取扱ってきた文言を、そのまま記載しております。

不当な差別的取扱いの一般論化については、障がいを理由として正当な理由なくサービスの提供を拒否したり制限したり条件を付けること。ただし正当な理由が存在する場合、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして、当該取扱いがやむを得ないと言える場合は、不当な差別的取扱いに該当しない。なお正当な理由かどうかの判断に当たっては、相手方の主観的な判断に委ねられるのではなく、相手方の主張が客観的な事実によって裏付けられるもので、それが第三者の立場から見ても、納得が得られるような客観性を備えたものでなければならないという文言をそのまま記載しております。

（イ）につきましては、合理的配慮の不提供の一般論化ということでございます。障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害すること。ただし、配慮の実施を求められた場合に、均衡を失した、または過度の負担が生じる場合は合理的配慮の不提供には該当しない。なお、過度の負担かどうかの判断に当たっては、経済的、財政的なコストのほかに、業務遂行に及ぼす影響等を考慮する必要がある。

また事業者の規模や配慮に当たって求められる専門性や技術水準、事業の本質的な内容を変更するようなものでないかどうかも考慮する必要がある。また、障がい者等からの意思の表明がない場合、合理的配慮を実施する意味は生じない。ただし、意思表明がない場合も自主的に適切な配慮を行うことは、差別解消法に照らし、望ましいといただいております。

また、下の※のところですが、不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に分類される以外のものということで、これまで議論していただいて、中間まとめで決定していただきました私人の行為、虐待等、制度やサービスのあり方の見直しという３点につきましても、同様にここでも部会のご意見として整理しております。

次に（４）にまいります。合理的配慮に係る留意事項について、取りまとめております。点字資料は６９ページになります。第１点（ア）でございますが、事業者が代替手段を提供することも、過度な負担がなく適切な代替手段が提供される限り、望ましい合理的配慮と考えられるということが１点目でございます。

　第２点目（イ）でございますが、障がい者からの意思の表明がない場合、自主的に適切な配慮を行うことは、この法の趣旨に照らし望ましいことでありますが、合理的配慮につきましては、障がい者の個々の事情、相手方との相互理解の中で、提供されるべき性質のものでありますので、障がい者自身の求める内容を、具体的に分かりやすく伝えることも重要であるという点を入れさせていただいています。

　また（ウ）は、行政は代替手段の提供に取り組んでいくという一方で、事業者側も積極的に情報収集や理解に努めることが求められるという趣旨のことを記しています。

（５）は、障がい理解に係る留意事項でございます。今回、各検討におきまして、障がい理解、あるいは啓発に係る意見を多数頂戴しておりますので、今回、ここで項を起こしまして、障がい理解に係る留意事項として記しております。

（ア）は、事業者側がサービスを提供する際に、通常は障がいのある方もない方も同じ場面で、サービスを提供することを踏まえまして、障がいのない方に障がい理解を深める取組みが必要であるという内容でございます。

（イ）につきましては、この社会で一緒に生活していくということについて、改めて広く啓発を進める必要があるということで、共生社会の趣旨を改めて訴える必要があるというご意見でございました。

（ウ）につきましては、先ほどの４番の（イ）とほぼ同様の趣旨でございますが、障がい者自身も事業者に積極的に必要な配慮を伝えるということで、これは障がい理解に係る留意事項としても掲載させていただいております。（エ）は、障がいの種別ごとに、それぞれの特性や特徴について、理解を深める取組みの充実をしていく必要があるということで、以上４点を障がい理解に係る留意事項として整理しております。

　続きまして（６）個別分野に係る留意事項でございます。ここでは各分野特有の課題や留意点があるものをピックアップして、ここに掲載しております。公共交通機関、公共的施設・サービス等分野におきましては、どこまでを、この事業の範囲とするのかという問題の結論が出ておりませんでした。ということで、最後でございますが、当該分野の対象を検討していく必要があるという形で、ご議論をいただきたいと思っております。

　ページをめくっていただきまして、点字資料は７２ページです。住宅分野につきましては、家主に対する啓発、これをどのようにしていくかということが問題でしたが、これは引き続き大阪府が現在行っている宅地建物取引事業者を通じた啓発を継続していく必要があるという趣旨で、そのことを書かせていただいております。

　情報・コミュニケーション分野につきましては、ほかの複数分野に横断的にまたがるという整理上の問題がありましたので、最後の行でございますが、当該分野の位置づけは整理する必要があると整理しております。

　次に教育分野でございます。点字資料は７３ページになります。当該分野の特性を指摘する意見があったということですが、非常に継続的な関係、非常に密な関係があるということで、最後の４行目ですが、より慎重、かつ丁寧な対応が必要であるということと。その２行下です。啓発、研修の取組みを充実していく必要があるということ。

最後の行ですが、ガイドライン策定時にも、できる限り幅広い事例を記載するよう努める必要があるというご意見を整理しております。

（オ）の医療分野でございます。点字資料は７４ページです。また、この分野では、医師会の倫理綱領にも沿った形で、ガイドラインを作成する必要があるということが第１点です。それと最後の２行目ですが、第三者的な立場の判断に際しては、医療関係者の参画も必要であるということがポイントであります。

（カ）の雇用分野につきましては、先ほど申し上げましたとおり、ガイドラインや紛争解決の対象とはせずに、「改正障害者雇用促進法」での対応に委ねるということが適当であるとさせていただいております。以上が小括の各項目に対するコメントです。

　最後に、なお以下で３点、付言として整理しております。まずはガイドラインの策定時期ですが、平成２６年度内を目指すということ。また２点目、ガイドラインの周知に努められたいという趣旨のところが第２段落、最後に今後の状況の変化に応じて、適切に見直しを行っていきたいということが３点目です。以上が第３のところです。

　続きまして、第４のガイドラインの策定のあり方、ここについて説明をさせていただきます。前回ガイドラインの機能の検討というところを検討いただいたところです。最初のページです。他自治体の条例の比較分析、それと次のページの第４回、５回の差別解消部会における主な議論と前回のご議論で出させていただいた資料を、ほぼそのまま記載させていただいておりまして、次、３１ページにまいりまして、論点の整理につきましても、提案の内容を再度ここで説明する形になっております。ということで、３２ページの論点に係る主な議論から説明させていただきます。点字資料は１１ページの中程やや下になります。

　まずは、ガイドラインの必要性について、ご議論をいただきました。幅広く対応できるようなガイドラインが必要である。それでも対応が難しいときには、裁判とすることもあるというご意見、（イ）は、相談機関としては、ガイドラインができることで、啓発ができたり、差別かどうかの判断に使用できるということで、必要性があるというご意見です。

　また（ウ）は、ガイドラインの機能が啓発か規範性を持つものか。どちらか一方といった対立する考え方ではなくて、規範性があることについて、なぜそのようになっているのか。その理解を広めていくことが啓発になるということで、啓発か規範性を持つものかという議論もございましたが、両方をグリップするような、ガイドラインが必要ではないかというご意見であったかと思います。

また次は（２）の条例の必要性についてのご意見を、ここで紹介しております。（ア）は、ガイドラインは条例等を根拠とする実効性のあるものとすべきだというご意見、規範性を持たせることで、相談の際にこれを違反しているとはっきり言えるようにできるのではないかというご意見です。（イ）は、事業者としても、利用者への対応がしやすい面があるのではないかというご意見、点字資料１３ページです。（ウ）は、紛争の解決機関を設置する。あるいは知事等に調査権限や公表の権限を設ける場合には、その根拠として条例が必要となってくるのではないかというご意見、（エ）は、既存の相談機関では対応できない紛争、これを解決する機関をつくるために、条例が必要ではないかというご意見です。（オ）は、差別をしてはいけないと。一方的に規定するのではなくて、一般的にどのように知らしめるかということについても課題であり、このことに十分対応していく必要があるというご意見も併せていただいております。（カ）につきましては、共生社会づくりを目標に、普及啓発機能を持ったものにするという条例も考えられるというご提案もございました。

　続きまして、３の府の独自性について、先ほど紹介させていただいたところですが、（ア）、（イ）、（ウ）と３点３３ページに掲げております。ここは代表的なご意見として（ウ）の近隣の府県と協調を図るべきということは、一つの見解ではあるが、そこを優先すると自治体の独自性、自主性が損なわれるということで、運用の中で問題が出てくれば、調整していくという方法で考えればよいのではないかというご意見もいただいております。

　また、４のその他につきましては、運用状況の点検、（イ）としまして、府のガイドラインと国のガイドライン（対応指針）との整合性を図ることについても、ご意見としてありましたことを書いております。

　５の小括のところですが、ガイドラインの検討結果を踏まえまして、ガイドライン策定のあり方は以下のように考えるということで、１から４まで、論点４点、そのままで、こちらを啓発か規範性のどちらかというのではなくて、１から４まで、すべてこれを踏まえたガイドラインとすべきという方向で、４点とも小括のところで、掲載させていただいております。

　また、ここのガイドラインの機能の付言といたしましては、以下で整理しておりますが、条例化の必要性を指摘する多くの意見が出されたことを、書かせていただいております。その意見を踏まえると「障害者差別解消法」が制定された状況を踏まえて、条例に求められる機能は何か。条例とガイドラインを作成した場合に、内容をどのように整理するのかという課題はあるが、条例化についても、今後、検討する必要があるという形で、整理できるのではないかと考えております。

　次に第５、相談、紛争の防止・解決の体制のあり方についての説明に移りたいと思います。ここも前回の資料をベースに、若干表現をまとめております。前回のご議論では、特に反対のご意見はなく、概ね賛成の方向でご意見を頂戴したかと思いますので、それをベースに、こちらでまとめさせていただきました。

　主な議論の整理とさせていただいています。１番目は、既存の相談機関における解決に向けた取組みに対して、専門性を有する者による支援があればいいのではないか。２番目として、既存の相談機関には当事者間の調整を行う権限がないとの課題がある。ここに何らかの支援が必要ではないか。そして、まず既存の相談機関に相談して、それでも解決できないときに、第三者機関に相談できる体制整備を検討すべきではないか。４番目に差別解消法では事業者において、法に違反する行為があったときに、主務大臣が報告徴収や指導等を行うことができる旨、規定されているわけですが、これを補完するものとして、中立的な立場から紛争の防止解決を行う機関が必要ではないかということが主な議論としてまとめられるかと思います。

ここでは説明を省略させていただいて、最後の小括の説明に移らせていただきます。点字資料では１０ページの中程になります。取りまとめのところですが、府における相談の紛争防止の体制整備については、府・市町村の適切な役割分担のもと、府は広域的な立場から、市町村等地域の相談機関等における解決に向けた対応を支援するとともに、さらに地域での解決が困難な事案について、より専門的・中立的な立場から判断する仕組みを講じることが適当ではないか。

２番、３番では、その具体的な内容を記載しております。地域の相談活動を支援する仕組みとしては、専門性を有する人材を府に配置し、相談機関からの求めに応じて、困難事案に係る助言、あるいは、当事者間の話し合いによる解決が難しいときに、調整を行うということが考えられるということで、そのような専門性を有する人材が間に入るシステムがまず１つ考えられるというものです。

（３）は、それでも解決が難しいときですが、地域での解決が困難な事案について、専門的・中立的な立場から判断する仕組みとしては、学識経験者、障がい当事者、事業者団体等で構成する合議体を設置し、相談事案の当事者や関係者の意見を聞きながら、助言やあっせん（案）の提示を行うことが考えられるとまとめております。

　また４番ですが、この検討の前提でもありますが、合理的配慮については、なかなか一義的に答えを出すことが難しいということもございます。合理的配慮の不提供は非常に個別性が高く、必要な合理的配慮を示すことは、困難であること。それを前提としますと、紛争を未然に防止することを目指していくことが必要であるということで、事業者における合理的配慮に係る積極的な取組みを一層促す取組み、これを検討する必要があるということを４点目として整理しております。

　５点目は障害者差別解消支援地域協議会に係る意見です。この協議会につきましては、地方公共団体の判断により設置するものとされておりまして、必置とはされておりませんので、設置に向けた検討を行うべきというご意見をまとめております。

紛争防止・解決体制については、以上でございます。最後に第６のまとめのところに移らせていただきます。まとめは、全体をコンパクトに項目だてしたものをまとめとさせていただいております。

まず、１、取組みの基本理念というところですが、ここにつきましては、まず、共生する社会の実現を目指すということを、基本理念として位置づけるということを、書かせていただいております。

　２、取組みの原則のところですが、その共生社会の実現を目指すことを理念に、６つの原則ということで、６つ挙げております。

（１）のところは、地域社会で共に暮らす一員であるということを旨として、取組みを行うということで、共生社会の理念、意識を高めるという趣旨でございます。

（２）は障がいや障がい者に対する理解を深めることが、最も重要な、かつ基礎となる取組みであるということで、障がい理解を深めることが第２のポイントです。

（３）につきましては、法的整備を含む現状を踏まえつつ、府ならではの取組みを行うということで、府独自の取組みを行うことが３点目です。

（４）は大阪府だけではなく市町村、障がい当事者や事業者を含む各主体が相互に連携するということが４点目です。

　（５）は、大阪府としては広域的な仕組みを整備して、障がいのある方、誰もが同様の仕組みを享受できるように配慮することを、５点目に挙げさせていただいております。

　最後（６）でございますが、定期的な検証、改善、これを６点目にさせていただいております。

　次に取組みの３本柱ということで３点、これまで検討いただいた内容でございますが、まず（１）は、これまでいただきましたガイドラインの策定であります。これにつきましては平成２６年度内を目途に策定すること。

（２）としましては、相談、紛争の防止・解決の体制整備ということで、これに関しましては、府独自の体制整備を図るということ。

（３）点目として、今回、検討を通じまして、非常に意見の強かった啓発活動の促進というものを、３本目の柱として立てるというように整理させていただいております。これはガイドラインの周知と併せて、さまざまな障がい理解を深めるための啓発活動を促進するということで、ここの部分を加えて、３本柱として整理させていただいております。

　また、これらは障害者差別解消法の施行に向けた当面の取組みで、施行後の見直し再検証についてもご意見として頂戴しております。

４の終わりのところについてでございますが、今後の検討に当たるという部分ですが、今後、関係者を含め府民から広く意見を聞く。市町村と十分に調整する。また、予算確保に努めることの３点を指摘いただきますことと。最後に条例化の検討については、今後、検討する必要があるということでございましたので、今後、適宜この部会を開催して、検討する場を設けたいというご意見として整理しております。以上、報告（案）の説明でございました。

○関川部会長

はい。ありがとうございます。それでは、ただいまの説明内容について、ご意見をお聞きしていきたいと思います。ただ、今の事務局説明にも非常に長い時間を利用しています。内容が非常に多岐にわたりますので、提言の構成に従って順番にお話を伺っていきたいと思います。

まず、目次の全体の構成及び第一章のはじめに、第二章の検討の経過につきまして、ご意見、ご質問などございませんでしょうか。いかがでしょう。国は平成２８年４月施行ということになって、私たちの提言（素案）は平成２６年９月にまとめられて、そしてガイドラインの作成に入るわけですが、国のスケジュールに先行して、このガイドラインが取りまとめられるということは、府の積極的な姿勢を示すというメリットと同時に、これから国の差別、何が差別に当たるのかということの解釈基準なるものが、つくられていく中で、それに先行していくガイドラインが取りまとめられていくということのデメリットは、最終的には何が差別に当たるのかの解釈権限は国にありますので、先につくってしまえば、その後、修正していかなければならないということで、少々フライング気味だと評価される懸念もあるという。それがデメリットかと思うわけです。

　改めて、国の今後のスケジュールについて伺った上で、この私たちのガイドラインのあり方などについて、議論してまいりたいと思いますが、事務局から、今後の国のスケジュールについて、どこまで議論が進んでいて、今後どのような形で、平成２８年４月施行の準備が進められるのか。少しご説明いただけないでしょうか。

〇事務局

はい。事務局からご説明いたします。「障害者差別解消法」の、基本方針の議論を行っています国の内閣府の障害者政策委員会につきましては、今年、委員改選がありまして、その関係でしばらく止まっていたのですが、今月の９月１日から委員改選後の新しい体制で検討が始まりまして、そこの９月１日の会合で出された今後のスケジュール（案）によりますと、基本方針につきましては、今後、事業者団体とのヒアリングを行った上で、年内、具体的には１２月上旬を目途に、基本方針を閣議決定する予定で進めるということが示されております。

さらに、それぞれの事業分野ごとの対応指針につきましては、来年の夏頃を目途につくりたいということで、それをもって平成２８年４月の施行を迎えるというスケジュールが、内閣府のほうから示されております。

　そのような意味で、こちらの府のガイドラインにつきましては、先ほどご説明した報告書（案）の中でも、今年度内の策定ということを予定しておりますので、一応、１２月上旬に基本方針が閣議決定されれば、それを反映した形で、府のガイドラインが策定できるという形になっております。

○関川部会長

はい。ありがとうございます。改めて伺いますが、大阪府のガイドラインというものと平成２７年夏頃を目途に国から、作成される予定の対応要領であるとか、対応指針というものは、性格としてどのような違いがあるのでしょうか。

〇事務局

大阪府のガイドラインも国のほうで示される対応指針、対応要領につきましても、基本的には障害者差別解消法を踏まえたものになりますので、その方向性が大きく異なるということはないと思います。ただ、ガイドラインにつきましては、普及啓発機能というものもありますので、いかに府のガイドラインにおいては、いかに府民の方に分かりやすく、どのようなものが差別に当たるのか。当たらないのか。合理的配慮はどのようなものなのかということを示すという観点から、府の工夫の仕方というところがあろうかと思っております。

○関川部会長

はい。ありがとうございます。それでは、そのほかスケジュール等についてのご意見等ございませんでしょうか。委員お願いします。

〇委員

スケジュール等、内容については全く問題ないのですが、はじめにというところの６行目と７行目で、障害を理由とする差別を解消という。この漢字と平仮名を合わせてもらったほうがいいかと。ほかのところはすべて平仮名で書かれているという中で、ここだけ漢字になっていますので、読むほうとしては合わせてもらっていたほうがいいかと思います。以上です。

○関川部会長

はじめにの６行目ですか。

〇委員

そうです。３ページの６行目と７行目で、６行目が平仮名で７行目が漢字で障がいという形で書かれています。

○関川部会長

大阪府は基本的に害の字は平仮名なのですが、法律名などにつきましては、そのまま法律名が漢字で害の字を使っている場合には、そのまま使うというルールになっていて、この障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、以下、障害者差別解消法の障害者、障害の害の字は法律上の正式名称になっていますので、大阪府とすれば、それをあえて平仮名では書き直さないという違いではないかと思います。事務局いかがでしょうか。意図してあえて不統一になっているのですね。

〇事務局

はい。事務局でございます。部会長がおっしゃるとおり、大阪府につきましては、法令名については、そのまま漢字表記の害の字を使用しておりますが、それ以外の表記については、できるだけ平仮名表記ということに努めておりますので、今回、少し法律名称、われわれが法律を「障害者差別解消法」と呼んでおりますが、これは略称でありまして、正式名称としては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」という長い名前の法律になっておりますので、ここにつきましては、これまでの大阪府の障がいに関する表記の統一したスタンスをもって害の字を漢字にしているというところで、あえて漢字表記を使わせていただいているところでございます。

〇委員

すみません。法律的なところは漢字ということは知っていたのですが、この文章の流れからいきますと、ひょっとして平仮名かと思いまして。

○関川部会長

はい。ありがとうございます。

〇委員

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律というものがあるのですね。

○関川部会長

それが「障害者差別解消法」の正式名称なのです。そのほかご意見ございませんでしょうか。はい。どうぞ。委員。

〇委員

はい。３ページの下から３行目の後ろのほう。大阪府ならではの取組みを進めることを期待したい。この期待というものが、少しインパクトが弱いのではないかという感じがするのですが、もう少し私、今、ふさわしい言葉が見当たらないのですが、何かそのような感じがいたします。

○関川部会長

はい。ありがとうございます。そのほか、はい。どうぞ。委員お願いします。

〇委員

失礼します。私の意見を資料で出させていただいております。準備のほうが大変遅れまして、点字資料をつくっていただくことができませんでした。大変申し訳ございません。内容を読み上げる形で説明したいと思います。表裏ありますが、２ページ目の（９）で文言の整理や統一ということで書いていますが、このはじめにであるところの障がい者の権利保護に向けた取組みという形で表現されています。これを障がい者の権利保障、または障がい者の権利実現の表現に、すべきではないかと思います。

理由は社会制度として、障がい者の当然の権利を実現することを目指すということなので、保護という意味では弱いところを守るという意味合いが、やはりありますので、今、国においても、また、障がい者の権利条約の説明でも、権利実現という表現を使われておりますので、権利の実現、あるいは、また、権利の保障という形で、文言を整理したほうがいいかと思います。以上です。

○関川部会長

委員のご指摘について、事務局よりご説明いただける部分はございますか。

〇事務局

はい。少し文言についてのところですが、委員の、期待したいという文言ですが、そこは強めていただくというご意見があれば、そこの表現については、ご相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

　また、権利保障の実現につきましても、少しこれは条約どおり、こちらのほうで確認いたしまして、使われているということでしたら、その意に沿いまして、変更についても検討したいと思っております。

○関川部会長

はい。ありがとうございます。そのほかございませんでしょうか。それでは次に、第３、ガイドラインで取り扱う不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供の検討のところでご意見はございませんでしょうか。

〇委員

第３章でよろしいのですね。

○関川部会長

はい。第３章でございます。

〇委員

第３章の６ページ目のところです。（２）のところで、（ア）は、不当な差別的取扱い、（イ）合理的配慮の不提供、（ウ）その他の３つの類型に分類したという文章がある中で、ここで頭の中は、（ア）は不当な差別的取扱い、（イ）は合理的配慮の不提供という考え方になった状態で、ずっと中身を読んでいきますと、ア、イ、ウの　使い方が、非常にさまざまといいますか、カタカナの使い方が、たくさん載っていまして、例えば８ページ目の３で商品・サービス分野を見たときに、（１）の不当な差別的扱い、この（１）というところが、本来（ア）にすべきとか、非常に見ていて、カタカナが多岐にわたって使われていますので、頭の中が非常に整理しづらい。

もう一度６ページに戻りまして、上の商品・サービス、それから福祉サービス、ここにも（ア）から（ク）まで使われている。途中、商品サービスは、項目３に変わってくる。だからそのように見るときに統一性があったほうが、理解ができるのではないかと思いましたので、少し意見とさせていただきたいと思います。

○関川部会長

はい。ありがとうございます。大阪府が報告書をつくるときに、第１に３とか、（１）とか、ア、イ、ウとか①、②、③とか、おそらくルールに基づいて、この報告書も同じように段落を落としながら書いている。それが実はこの３つの類型が同じようにア、イ、ウになっているので、そこが頭にばあんと入ってしまうと。その後を読み続けていくと。どこの部分に該当する話なのかということが、分かりづらくて混乱するということですね。

〇委員

はい。

○関川部会長

はい。分かりました。事務局からこれについてのご意見、修正の可能性などいかがでしょうか。

〇事務局

今、部会長がおっしゃったように、機械的に段落ごとに付けていく付け方なのですが、少しでも分かりやすくできるかどうか工夫は検討してみたいと思いますが、どこまでできるかは、これから検討させていただければと思います。

○関川部会長

はい。ありがとうございます。そのほかご意見ございませんでしょうか。委員からずっとお話を伺ってまいりたいと思います。

〇委員

１３ページの５の公共交通機関、公共的施設・サービス等分野の一番下の（ウ）のところです。正当な理由と考えられる一般論化の例のところで、（エ）の下です。病状、体調が急に変化する恐れがあるため、支障がない旨の医師の診断書の提出を求める場合、何を利用するときに診断書の提出を求めるのか分からなのです。公共交通機関なのか、公共的施設なのかという。たぶん肢体不自由者が飛行機に乗るときということを冒頭に入れていただければ、少し意味が分かるのではないかと思います。少し提案です。

○関川部会長

これは、どのような場合を想定しておられますか。事務局、この事例につきましては、公共交通機関、公共的施設・サービス、すべてについて、体調が急に変化する場合には、診断書を求めてよいというふうに読めてしまうというのは、少しひどすぎるかもしれないですね。

〇事務局

基になりました事例は、おっしゃったとおり、飛行機に搭乗する場合、例えば医療的に気圧の変化に対して、非常に敏感になっておられる方がある場合は、飛行機会社のほうから、そのような診断書を求められる場合があるというケースを想定して、この表現を使ったものです。

○関川部会長

そのようにしますとかなり限定的ですね。

〇事務局

その事例からは、おっしゃるとおりです。

○関川部会長

そこのところは、かなり限定的だということが分かる表記とか、一般化の例であるとかということは、今、委員がおっしゃったように、全体的に何でもかんでも体調不良を懸念される場合には、診断書を取れるのかというふうに受け止められてしまいますので、少し説明を工夫していただいたほうがいいかもしれませんね。はい。関連しているということでしょうか。委員お願いします。

〇委員

別のもので提言（素案）に対する意見ということで、別刷りで意見を出させていただいています。今おっしゃった正当化理由の件についてですが、この正当化理由というのは、不当な差別的取扱いにならないかどうかというところを、決める重要な部分になってきます。ただ、差別を禁止するほうの目的からすれば、断りの取扱いが正当化される範囲が可能な限り、狭く解釈すべきであるというふうには思います。

　その取扱いを客観的に見て、正当な目的のものに行われたものであり、かつその目的に照らして、当該取扱いはやむを得ないと言える場合が、正当化されるということになると思っています。今の飛行機の場合で、気圧によって変化をするからといって、診断書を取るということについても、それが果たして正当な理由なのかどうかについては、争いがあります。裁判の中でもあり、それを一般化で、ここで挙げられますと。あっ、それはいいのだということになりかねないということがあります。

そのほかでも教育の部分で遠足に行くために診断書を取れとか、何かをするときに診断書を取れということが、頻繁に出てくるのです。

それを一般論化で大阪府のガイドラインとして示すために、一般論化で挙げてしまうと。あっ、では、とにかく診断書を取ればいいのだと思われる可能性が非常に高くて、ガイドラインの目的は何が差別に当たるのか。どのようなことが合理的配慮なのかということの物差しに使われることになりますが、正当化に関して、それを物差しというふうに捉えると。あっ、これは、このような理由であれば、差別的取扱いをしてもいいのだと思われてしまう危険性があるのではないかということを、非常に危惧しています。

　それは逆に、これであればいいのだということで、差別を助長することにつながらないかということを非常に思います。それで今回、提言（素案）をまとめていただいて、非常に大変だったと思いますが、それを改めて見せていただきました。やはりその危惧が具体的に及んでいると思われます。これを一般化で挙げられると。やはり少し誤解を受けるのではないかというところが多いです。

特に住宅の部分で挙げていただいているこの２例については、１６ページの一番上です。１５ページの一番下、建物の構造上やむを得ないと認められる場合として、アパートの物理的な構造上、車いすでは中に入ることができない場合となっています。ただし、退去時の原状回復の誓約を前提に、建物の改修を認める等の合理的配慮の提供ができないか。十分に検討する必要があると。ただし書きが付いています。この退去時の原状回復の誓約を前提にということが付けば、退去するときには、その障がいのある人の費用で元に戻して出るということは、合理的配慮をする費用負担を、障がいのある人に課しているということになりますので、これは合理的配慮でも何でもないということになってしまいます。なので、このような書き方は、やはり適当ではないのではないかと思っています。

　それと「Ｂ」のその他、正当な理由がある場合で、成年後見制度の利用を入居の条件として求める場合、これが正当な理由の一般化として挙がってくることについて、私は個人的には反対です。成年後見制度について、権利条約も含めて、いろいろ問題があるところではありますが、ここで正当な理由に挙げてしまう。成年後見制度を利用するかどうかというのは、障がいのある人の個々の高度な固有の問題ですので、これは他人に強制されるべきものとは思いません。ですからここで一般的な理由として、正当な理由にするということについては、これは明確に反対したいと思っています。

いろいろ個別的にそのように考えた場合、やはりガイドラインとして挙げる場合に、その正当化の一般化の例を挙げる必要があるのかというのは、すごく疑問に思っています。

「改正障害者雇用促進法」に基づく研究会の報告書を出していますが、その中でも正当化の理由についての具体例というのは、ここでも挙げられてないと思いますので、その大阪府のガイドラインの提言（素案）として、わざわざ書く必要があるのかと思って、この意見を述べさせていただいたという次第です。以上です。

○関川部会長

はい。ありがとうございます。正当な理由とは何ですかというふうに、事業者の方が考えたときに、１つの具体的な手掛かりになるものがあったほうがいいのかと思って書き込んでいただいておりますが、今おっしゃるとおり、それがすべて正当だというわけではなくて、ケースバイケースで判断していきますと。正当な理由と認められない場合も当然、出てまいります。そのようなご指摘だと思いますが、事務局の見解はいかがでしょうか。

〇事務局

事務局でございます。確かに正当化理由の一般化の例ということを掲げた場合に、ケースバイケースの判断というところが、分かりづらくなってくるというところがありまして、そこについては、各分野の記述、例えば今、例に挙がりました公共交通機関とかにつきましては、１３ページ、１４ページにまたがるところですが、１４ページは※のところで、正当な理由かどうかの判断に当たっては、相手方の主観的な判断に委ねるのではなく、相手方の主張が客観的な事実によって裏付けられるもので、それが第三者の立場から見て納得が得られるような、客観性を備えたものでなければならないといったような注釈を付けつつ、さらに２５ページの小括、この第３の分野の小括の部分でも、もう一度趣旨を改めて（３）の（ア）というところですが、記載させていただいているというところで、そこは記述上も気をつけた形で提案させていただいたつもりでした。

加えまして、先ほど部会長からもありましたように、ガイドラインについて、府民、事業者の方々も含めて、分かりやすく何が差別に当たるのか当たらないのかということを、示すという機能を持たせるとしたならば、なるべく事例を挙げたほうが分かりやすいのではないかということも踏まえて、各分野の検討において、いろいろ提案させていただいて、ご議論いただいた経緯があろうかと思います。

なお、条例をすでに策定している他の県の例を見ますと、例えば熊本県が条例に基づく解説書というものを、ガイドラインみたいなものをつくっているのですが、それをご紹介させていただきますと、まず、商品販売、サービス提供分野における不利益取扱いの条例の規定の中で、少し読み上げますと「障がい者に商品を販売し、またはサービスを提供する場合において、障がい者に対して、その障がいの特性により、他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれる恐れがあると認められる場合、その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として商品の販売、もしくはサービスの提供を拒み、もしくは制限し、または、これらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること」というのが、商品・サービスにおける不利益取扱いという形で規定されております。

それの規定に基づく解説書の中では、サービスの質が著しく損なわれる恐れがあると認められる場合に該当するためには、ほかの利用者の受忍限度を超え、明らかにサービスの本質を著しく損なうような状況にあることについて、具体的に求められるという具体例が示されていたり、さらには、今、住宅の分野についても、ご議論があったかと思います。建築につきましても、例えば構造上やむを得ないと認められる場合とはという解説で、例えば施設や公共交通機関の物理的な構造上、車いすで中に入ろうとした場合に、施設等を損傷してしまう場合や、施設等の老朽化のため、障がい者の安全を確保できない場合などが挙げられるという説明とか。さらには、障がい者の生命または身体の保護のためにやむを得ないと認められる場合とは、例えば気圧の変化や酸素濃度の低下により、身体に悪影響を及ぼす機能障がいのあるものについて、飛行機の搭乗を拒否する場合などが挙げられるという形で、少なくとも熊本県の解説書の場合においては、ここまで具体的な事例を挙げて、正当化の理由についても、説明しているというところも参考にしながら、ご提案させていただいたという経緯がございます。

○関川部会長

はい。どうぞ。

〇委員

ありがとうございます。ただ、今おっしゃっていただいた条例を聞いても、割と抽象的な文言でした。最後の気圧の部分だけが具体的なことは言われていましたが、サービスの質が著しく損なわれるとか、身体の安全性の保護のためというふうに、そのような抽象的な文言を踏み込んで、個別の大事なことは、気圧のことしかなかったです。

だからそれだけ難しいのだと思います。でも、この一般化例を見ますと。プール内での水着以外の着用を禁止しているとか、すごく具体的なことが書かれるのです。するとイメージされるのです。いくら注釈が後ろに付いていたとしても、そのようなことは、一般の人といいますか。見ないのです。個別の具体的な例をどうしても見てしまいますので、それでもってこれはいいのだ、正当化なのだというふうにイメージで捉えられてしまう。それが怖いのだと言っています。だからサービスの質が著しく損なわれる恐れがあるだけであれば、いいのかもしれないですが、この具体的な例というものを挙げるのがいいのかどうかということを、申し上げている次第です。

○関川部会長

どうぞ事務局。

〇事務局

失礼しました。少し違うところを読み上げてしまって、もう一度商品・サービスのところについては、正しいところを読み上げます。申し訳ございません。

「その障がいの特性により、他のものに対し提供するサービスの質が著しく損なわれる恐れがあると認められる場合とは、例えば映画館、劇場、コンサートホールなどで、障がい特性のために大声を上げてしまうなどの場合は、当該サービスの提供に不可欠な静寂さを壊してしまい、他の観客に対して、本来のサービス提供が困難になることから、サービスの質が著しく損なわれる恐れがあるとし、サービスの提供を拒否しても不利益取扱いにはならないと解される」というところを読み上げるべきでしたが、違う段落のところを読み上げてしまい、申し訳ございません。

○関川部会長

はい。おそらく熊本県もかなり気を使って、明らかに正当な理由がある場合に絞り込んで、例示をしているようにも思います。今回、私は具体的な例示は、事業者の方の正しい理解を得て形成するためにも必要だとは思いますが、大阪府がそれを認めたと言われるような事態は、少し避けたいと思っておりまして、ここで挙げた具体的な例示が、明らかに合うと言えるものであるかどうかについては、改めて事務局で慎重に検討していただきたいと思います。

事業者の方々は、今の委員の説明を踏まえて、事業者の方々が、障がい者差別とは何かということを理解していただく上で、具体的な事例を今回盛り込んだほうがいいのか、そうでないのか、少しご意見頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

〇委員

はい。１４ページの一番上の「Ｂ」のところです。構造上やむを得ないと認められる場合というところです。車いすで中に入ると車両や施設等損傷されてしまう可能性が高い場合、この車両というところが、公共交通機関なのですが、このような可能性があるかどうかですが、あまり聞いたことがないですが、車両の中で、その前の段階で、断ることがあるかも分かりませんが、その車両に行くまでの話の中で、この点、事務局の方、そのような意見があったのかどうか。

○関川部会長

はい。いかがでしょうか。事務局。

〇事務局

この事例につきましては、電車ではなくて、タクシー等の車両です。自動車について考えたものです。

○関川部会長

というふうに、この場では、そのようなやりとりができますが、府民の方にお示しをして、このガイドラインが独り歩きを始めたときには、誤った考え方が、逆に広まることは避けたいと思います。ですからタクシーの車両には、そのようなことが考えられますが、一般の電車等の車両については、そのような場合は、あまり考えられないにもかかわらず、このように比較的重量のある電動車いすが車両に乗り込んだ場合、すべてお断りできるのかのような、誤解を与えてしまうのは良くないと思います。ですから個別事例を盛り込む場合には限定をするとか、直しながら例を挙げるということを、ぜひともお願いしたいと思いますが、そのほか、いかがでしょうか。個別、具体的な正当化の事例を挙げるということについては、いかがですか。

〇委員

この会議に参加させてもらって、初めて発言させていただきます。

非常に判断基準が難しいことがたくさんありますという。まず感想です。明らかにこれは差別になり得るという。それはそれでまだ分かりやすいのですが、過度な負担という話も出てくるでしょうし、これは正当だということは、非常に分かりにくいので、そこのところは今、出ていたような意見で、あまり誤解を与えないですむような、事例とかで済ませながらも、やはり啓発するということが非常に大事なので、それはできる限り分かりやすいものに、表現も含めてするべきだろうと。

私は一方で、これが差別に当たるのかと思って、でも世間一般から見れば、差別に当たらないと思っていても、この法律に照らせば、もう少し配慮すべきではないかとか、合理的配慮をすべきではないか。周りではこのような合理的配慮を同じ業種でもさせているところがあるよというような、そのような合理的配慮を、このようにしているのだというような、そのような取組み事例なども大いに示して、それが広まれば、啓発になると、一つは思います。

　個々の判断基準というのは、そこの業界とか、時代とか、地域とか、いろいろな人々のもつ見方とかで、どんどん変化していくものだと思います。そのような意味では、一度ガイドラインとしてこのようなものを示しても、それは固定的なものではなく、どんどん変わるものだと思いますので、それは絶えず見直しをして検証をしてという。そのような作業が必要になるのではないかと感想として思います。以上です。

○関川部会長

はい。ありがとうございます。委員、どうぞ。

〇委員

今、委員のおっしゃられていることを聞いていて、本当によく分かります。確かにこれを挙げることによってですが、これはいいのだという形で考えてしまう。目から鱗が落ちた感じですが、少し思ってしまうのですが、ただ、例が載っていると分かりやすいということも事実でございますので、グレーゾーンというものが少しあると思いますが、明らかにこれは駄目です。これはいいですというところが、非常に分かりやすければいいのか。ただ、それを容認してしまうところの、グレーゾーンのところへ踏み込んでいくというのは、少しどうかと確かに思うところもございますので、内容について精査していただいてですが、分かりやすく例を出すということですが、ありなのではないかという形で考えています。以上です。

○関川部会長

はい。ありがとうございます。委員、いかがでしょうか。

〇委員

よろしくお願いします。だいたい教育のところです。１８ページからのところは集中的に見せていただきました。先ほどから議論になっています一般論化ということですが、私は、結論から言えば、これが本当に必要なのかという気はしております。例えばガイドラインが出て、この一般論化というものがなくて、非常に不便だと。何かそのようなものがあればいいということであれば、また、見直しをしていけばいいわけです。

先ほどから少し出ていましたし、委員も書いておられますが、１９ページの（ウ）の「Ａ」も少し微妙だと思いますが、特に「Ｂ」のほうです。入学する学校を決定する際に、本人や保護者が意見聴取や説明を聞くことを拒否した場合、この拒否した場合というのは、なぜ拒否に至ったのかということが分かりませんし、その後で書かれているということも、非常にこれは分かりにくいということになります。

　だからこのような場合は、正当な理由だというのは、とても私には考えられないということなので、それならどのような表現がいいのかと。かなり考えたのですが、結論としては「Ｂ」みたいなものは、少しこれは出すことは不適当ではないかという。私は、結論に達しました。

　「Ａ」も少し私は、問題ありだと思いますが、一応、本人の生命とか身体の保護ということで考えると、少し平均的かというところはありますが、そのような点からいいますと、いっそのこと、このような正当な理由というものの一般論化というものを、はじめから書くこと自体を、考えたほうがいいのではないかと思っております。もう少し読ませていただいてよろしいですか。

　ということで、より具体的にということはそうなのですが、より一般的ということでいいますと、１ページ前の１８ページのところですが、不当な差別的取扱いのところで、「Ｂ」の授業で体育とか、調理実習の参加を拒否される。これはよく分かりますが、では、これだけなのかと言えば、案外知らない方がおられます。中学校の技術の時間で、何か少し危険な工具を使うこともありますので、だからそのような場合で考えますと、体育は体育でいいのですが、調理実習というのは、これを止めて実習教科にする。そのようにすれば、うまくいくのではないか。

「Ｃ」のところの林間学習も親の付き添いを求められる。たぶんパブリックコメントみたいなものであったと思いますが、修学旅行の場合はどのようになるのかということで、これも学校行事に変えれば、より一般的なものになるのではないかと思いますし、すみません。

いろいろ合理的配慮でもそうです。授業に関して教師が、聴覚障がいのある学生に対して、説明の際は子どものほうを向く。説明のときだけでいいのかと言えばそうではない。これは話す際はというふうに直すとか、それから、例えば試験に関して拡大する。視覚障がいのある子どもに対して拡大する。案外、世間的にはあれなのですが、われわれの業界では、一般的に紙というのはわら半紙です。あまり一般の方は使われないと思いますが、それを拡大すれば、非常に文字がぼやけてしまって分かりにくい。うちの学校であったことですが、そのような子どもから指摘があり、上質紙に変えました。その子の場合、そのようなことも具体的に書いたほうがいいのではないか。一応、事務局のほうには、メモを渡していますがいろいろあります。そのような具体的なことで、このようなところも、少し直していただけるとありがたいと思います。

○関川部会長

委員、いかがでしょうか。

〇委員

前回の住宅の議論のときの意見をお願いさせていただいたかと思いますが、やはり正当化の事案というのは、そんなに簡単に言えるものではないかと思います。さまざまな状況から、この事案は正当であるということもあるとは思いますが、それを一つ、このような事例が正当な理由の一般化だと言われると。少しどうなのかと思います。その具体的に挙がっている事例でも、先ほどの診断書の提出のこととか。プールでの水着着用の件とかも、一定、言われれば、そこだけが印象に残りますので、それに付随するような、ほかの状況とか条件というものは、やはりなかなか残らないです。

だから正当化の音楽会の場面でもそうだと思いますし、これなどは委員がおっしゃっているように、むしろ開催側がどのようにしていくかという。そのような問題を正当な理由だ。断ってもいいのだという形に誤解されてしまいがちですし、また、それがずっと独り歩きしていく懸念だと思います。だから部会長がおっしゃられていたように、少し事務局のほうで、この辺については、もう一度しっかり議論された上で、結論を出されるほうがいいのではないかと思います。以上です。

○関川部会長

はい。委員、いかがですか。事業者側の立場として。

〇委員

先ほどからいろいろなご意見が出ている中で、正直このような具体例というのは、やはり事業者にとっては、非常に分かりやすくいい面もありますが、ただ、ガイドラインの中にその例が出てしまいますと。それがある一定のよりどころになってしまう。なぜ、これが許されているのかとか、なぜ、これに対応しなければいけないのかとか、なぜの部分が、場合によっては独り歩きをしてしまって、委員のおっしゃるように、違う悪い方向での使われ方になってしまう可能性があるのではないかと思います。

一方で、具体例の中には、事業者にとっては、ここまでしなければいけないのかとうつる具体例ももちろんあるのが、今、出していただいている具体例の中にもありますが、それでいいますと、明確に一般的に言えるというものを、誰の目から見ても誤解のないような、いろいろな解釈が発生しないものであれば、具体化として出していただいてもいいのですが、ともすれば先ほどから出ているように、障がい者の障がいのタイプが違えば、違う解釈であるとか、同じ車両と書いてあっても、車両がタクシーでなければ違う解釈もあるというような、複数に解釈が変わるような具体例というのは、はじめの段階では、避けておいてもいいのかと思います。

例えばガイドラインには、書かないけれども、啓発活動の中で口頭であるとか、資料としては出さないけれども、パワーポイントの中で提示するというようなもので、当面、運用の中で使われるということはあるかと考えます。

○関川部会長

はい。ありがとうございます。７時半を目途に休憩の時間を取ろうかと思っていたのですが、この辺で。

〇委員

全然、違う案件で、少し今のお話が終わるのを待っていたのですが。

○関川部会長

そうですか。第３のところは、もう少し議論が必要のようですので、休憩時間を取らせていただいた後、また、第３で、ご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。このまま話を進めていきますと。おそらく８時を過ぎても休憩時間が取れないということになりかねませんので、ひとまずここで休憩時間を取らせていただきます。

　８時から開始ということでよろしいでしょうか。はい。では、よろしくお願いいたします。

　　＜休憩＞

○関川部会長

それでは、開始させていただいてよろしいでしょうか。

戻りまして第３のガイドライン策定のあり方で、特に不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供の検討の部分で、そのほかご意見ございませんでしょうか。では、順にお話を伺ってまいります。委員お願いいたします。

〇委員

一枚物を出していますが、これは住宅の問題なのです。これまで議論されてなかったような事柄を聞いたものですから、簡単にいいますが、地域で建築協定書というものをつくっていて、これに言わば障がい者が、グループホームみたいなものを造ろうとすれば、これは、これに違反していますから駄目ですと言われた。簡単に言うと、結局、個人的にいろいろ差別事例ということよりも、地域全体で言わば障がい者のグループホームみたいなものを閉め出すような仕組みがあるということです。

ここの部会としては、そのような議論は全然、ありませんでしたので、とりあえず参考までに出させていただきました。説明は省略いたします。

　それからもう１点、私のいいたいことは、７ページを少し見ていただきますと。（ウ）のその他というところがあります。その他の「Ｃ」です。制度やサービスのあり方の見直し、ガイドラインの検討とは別に、今後、国や関係機関等に対する働き掛け等により対応する。これはこの部会の検討の仕方として、このスタンスでいいと思いますが、今回いろいろアンケートで差別事例を集めた中に、やはり障がい者の医療費助成だとか、交通運賃の割引だとかが、知的障がい者にはありますが、精神にはないのではないかということが、結構たくさんアンケートで寄せられているのです。この別紙に従いますが、このアンケートの事例の別紙の中には、今、そのようなものが入ってないのです。ですからアンケートですから、別にここで議論してもしなくても、そのような事例がたくさん挙がっているということで、ぜひ、それを入れていただきたいということが、事務局へのお願いです。以上です。

○関川部会長

はい。ありがとうございます。続いて、ありますでしょうか。あと、順にお話を伺いたいと思います。

〇委員

２６ページの表現なのですが、合理的配慮に係る留意事項（イ）のところです。後半の部分です。合理的配慮は障がい者の個々の事情と相手側との相互理解の中でできる限り提供されるべき性質のものであることが、障がい者自身が相手に求める内容を具体的に分かりやすく伝えることも重要であると書いていますが、上のところは障がい者等と書いてあります。知的障がいのある人には障がい者自身が相手にということはなかなか難しいので、この表現をもう少し考えていただければいいかと思います。

○関川部会長

はい。障がい者、家族等、あるいは障がい者、家族、支援者等でいいと思います。

〇委員

ほかのところではそのような表現にされていたところがあると思いますので、お願いしたいと思います。

○関川部会長

はい。

〇委員

失礼します。私が提出した資料の２ページの（９）に出していますが、７ページのところにもあります。障がい者等というところです。議論では障がい者及び家族とか、支援者も含めて議論しておりましたが、この提言では、その表現がありませんので、この障がい者等の表現を障がい者及び家族、支援者等という形で内容を示して、そこから意思の表明があった場合という形で、表現したほうがよろしいかと思います。以上です。

○関川部会長

はい。それは２６ページの（４）の（イ）に限定してのお話と理解してよろしいでしょうか。

〇委員

同じ表現が７ページの上から７行目ぐらいの「Ｂ」です。障がい者等から意思の表明がない場合というところが、最初の表現ではないかと思います。

○関川部会長

了解いたします。そちらが原則で、先ほど委員がおっしゃられたものが留意事項、両方バランスを取る必要があるかと思います。はい。分かりました。そのほかご意見、委員、お願いします。

〇委員

少しガイドラインの根本的な性質といいますか。そのようなところにも関わるのかというところで、７ページのその他の「Ａ」の私人の行為等というところの表現がどうしても引っかかっておりまして、今回のガイドラインの対象外とするというところまで明記されてしまいますと。ほんとにこのガイドラインが、事業者対象だけのものである。ガイドラインは誰のためにあるのかと言えば、事業者のガイドラインだと受け止められると思います。しかしながら、後半のところのガイドラインの機能であるとかするところに、広く府民に啓発をしていくということも、きちんと書かれていることでいいますと、非常にここが（ウ）のところの「Ａ」の表現が正しいのかと。少し引っかかりを感じています。

　事業者として特に障がい者の方と１対１で解決できる問題というのは、比較的対応がしやすいと思っていますが、しかし他の利用者もおられる中での対応ということになったときの判断というものが、これから先、非常に難しいと思っております。

そのような意味でいいますと。やはり事業者としても、やはり府民全員がこのようなことに配慮して、あるいは、事業者がなぜその障がい者を受け入れるのかということの理解を深めてもらうことは、すごく重要なファクターになってくると思っていますので、このガイドライン自身を、事業者の責務というところは大きいと思いますが、一方で、この私人の特に２行目に係るところの、個人の思想についてはと書いているところです。これは考え方ということだと思いますが、個人の方で障がい者の方に対して、差別的な意識を持っているということは、変えていただかなければいけないということが、本当に今回の法律であり、このガイドラインの目的だと思いますので、このようなところが、さっと書かれているというのは、少し抵抗がありまして、ぜひここは検討し直していただきたいと思っております。

○関川部会長

はい。ありがとうございます。委員いかがでしょうか。

〇委員

どうぞ、よろしくお願いします。まず、根本的に考えていただきたいのは、アンケートを採ったわけです。それは具体的な差別事象というようなものを見てみたいということで、アンケートを採ったわけですから、やはり例というものは挙げていただきたい。その挙げている例がいいのか悪いのかという議論は残ると思いますが、それは絶対に挙げていただきたい。何のためにアンケートを採ったのか分からない。

それから、もう１つですが、合理的配慮というものを、いろいろな意味でしなくてもいいのだということですが、あくまでも合理的配慮はすべきことなのです。それはしなくてもいいというのは、経済的なこと。物理的なこと。その他いろいろあるでしょうが、どのようにしても無理だということ以外は、やはり権利の保障をしていかなければいけないと思います。

私のほうでこのような話がありまして、パスポートを取るということで、パスポートセンターへ行って代筆をしてくださいと言えば断られた。外務省も断っていると。なぜかと言えば、パスポートを申請に来たものの、書いたものを審査する立場の職員が代筆するということはできないのだというのです。

これが私には分からない。外務省も口頭でもそれをしてはいけないということだと。そのようになりますと人によっては、どうしてもパスポートが取れないようになります。基本的な権利というものがどこかに行っているわけです。それとは別のところで、そのような議論がなされている。では外務省、あるいは大阪府の担当者が、ではどのようにして、パスポートを取れるようにするのかということは一つも考えない。

そのような状況の中で、ガイドラインということで、このようなことでできないのだと。ぽんぽんと蹴って行かれてしまう。だから根本的にパスポートを取るということは権利なのだから、それをどのように保障していくのか。移動することだって、移動することの目的をほかのことでできないのであれば、では、どのようにしてその人の移動を保障していくのかということは、やはり考えていただかなくてはいけないと思います。

だから安易に、合理的配慮の不提供ということの妙な合理的なものができてきたということになりますと非常に困ると思います。だからそのような点では、よほど注意してガイドラインは作っていただきたいと思います。以上です。

○関川部会長

はい。ありがとうございます。意見につきましては時間があれば事務局より一括して、当面、この段階での考え方をお話いただきたいと思いますが、少し時間の制約もございます。

〇委員

すみません。

〇関川部会長

すみません。委員ご発言ください。

〇委員

よろしくお願いいたします。ガイドラインをつくる話ですが、また、提言もそうですが、目的が府民に対する啓発を広げていくということですが、逆に言いますと障がい当事者も読んで、確認になる内容が必要だと思います。今のままでは少し足りないという感じがございます。

例えて言いますと今、参加しているのはろうあ者、視覚障がい者、肢体不自由者だけです。障がい者はさまざまな方がいらっしゃいます。その一部の中で３人だけが参加しております。ほかの方は例えば発達障がいの方とか、ろうの重複の方もいらっしゃいます。人口の割合でいいますと少ないかも分かりませんが、そのようなさまざまな重複障がいの方、さまざまな障がいをお持ちの方も読んで、きちんと理解ができるような、ところが、あまり確認ということにはなっていないのではないかと思っております。

その方法としては、いろいろな事例を載せて、全部載せるということは無理ですが、ガイドラインのあり方、策定のあり方ということについては、まとめてもいいですので、いろいろな障がい者に対応していくという面をはっきりと文章で入れる部分が絶対に必要だと思っております。いかがでしょうか。

私たちは確かに聴覚障がいをもっておりますが、先ほど申しましたように、幅広い立場で障がいに対して、きちんと必要であるということを文章の中に、ぜひ入れ込むべきではないかと思っております。よろしくお願いいたします。

○関川部会長

はい。ありがとうございます。ぜひ検討していただきたいと思います。それでは第３のところのご意見でしょうか。お願いいたします。

〇委員

失礼します。ここのところだけメモにしているものを、説明させていただきたいと思います。私のメモの１ページ目の２に書いていますが、ガイドラインを、規範性を持つものと啓発機能を持つものということで、併せ持つというものにできないかということで、例えば禁止事項というものと望まれる配慮事項という形で、ガイドラインを整理するということができないかということです。

　福祉のまちづくり条例に基づいて、施設とかを建設する場合のマニュアルがありますが、それには、この禁止事項とそれから目指すべき配慮事項という形で、条例には違反ではないけれども、これを目指すべきだということが書かれております。これはいい形だと私は思いましたが、そのような形で禁止事項と望まれる配慮事項という形で、ガイドラインを整理すれば、規範性と啓発として目指すべきものということを、ガイドラインの中に盛り込めるのではないかと思います。

　それから（４）で書いていますが、先ほど出ました７ページでも、私人の行為等というところがありました。私人の行為等は啓発で対応するという形で、啓発に限定されていますが、啓発のみでは対応できないという課題があると思いますので、そのことを少し示しておくべきではないかと思います。啓発を通じて対応するほか、対応方策の検討が課題であるという形で、本当に、例えば今、問題になっているヘイトスピーチ（**hate speech）**とか、そのようなことは在日コリアンに対する差別ということもありますが、中には障がい者に対する差別の場面、暴言をしている場面が、ユーチューブで流されていることもあります。

　そのような意味では、啓発だけでは対応できないことが、今、課題になっておりまして、国連の人権委員会からも勧告を受けているということもありますので、対応方策の検討が課題であるという形で、啓発のみで対応するのだということを、限定しない表現にすればどうかと思います。

　それから６として書いていますが、先ほど差別についての正当化理由は、やむを得ない場合に限定すべきということで議論になっていました。事例を載せるか載せないかという論議もありますが、そこの表現を※で書かれている正当な理由についての表現のところです。第三者の立場から見ても当該取扱いが、やむを得ないという。納得が得られるような形で、少しやむを得ない場合に限定するという表現を弱いですが、強調してはどうかと思います。

　それから７番としてこれは委員のおっしゃった教育分野で、本人や保護者が意見聴取や説明を聞くことを拒否した場合というところ、本当にこの後に（合理的配慮の努力の上での現状に限ります）という形で、学校とか教育関係者が努力をして、その上でも意見聴取とか説明が聞けない場合という形に限定する必要があるかと思います。

　学校等が合理的配慮を検討しないまま、私どもの施設はこうですからという形で、保護者に話し合いをされると、保護者は話し合いができないという形で、私どものような第三者的な相談機関に相談されるということがあります。そのような意味で委員の意見に賛成なのですが、もしも表現するならば、合理的配慮の努力の上で、それをしてもなお拒否した場合という形で、限定するべきだと思います。

　あと文言のこととかありますが、それはまた事務局のほうにお伝えさせていただきたいと思います。以上です。

○関川部会長

はい。ありがとうございます。ご意見、まだほかにもあろうかと思いますが、時間の関係もございます。第４のガイドラインの機能の検討に移りたいと思います。これについてのご意見、ご質問などございませんでしょうか。いかがでしょう。

併せて第５の相談紛争の防止、解決体制整備のあり方及びまとめを一括してご意見、ご質問をいただきたいと思います。

〇委員

３３ページの府の独自性についてのところです。３３ページの一番上の（イ）のところです。府としてこのようにあるべきという考え方は必要ではないか。その後です。優先座席付近の携帯電話は、関西鉄道特有の取組み、少しこれは意味が分からないので、少し変更をお願いしたいと思います。優先座席付近での携帯電話の使用マナーの変更は、関西の鉄道特有の取組みであるというふうに変更をお願いしたいと思います。この変更はなぜかと聞かれた場合につきまして、今までは優先座席付近では、一日中電源を切るようご案内をしておりましたが、昨年３月の指針の変更や実態にも配慮して、この７月以降、順次混雑時のみ電源を切ってくださいに、変更の案内を行っているということでございます。この混雑時とは、肩の触れあう程度と言っておりまして、各社社内のポスターなどで現在図により案内をしているものでございます。なお、この取組みの変更は、心臓にペースメーカーを使用されている方に対する電磁波の影響度が以前より少なくなったための措置でございます。この取組みにつきましては、ＪＲ西日本を含め優先座席を設けている関西の鉄道事業者、２５社局で、全国に先がけて行っているというものの本当の言葉は、そのようなことでございます。よろしくお願いします。

○関川部会長

はい。ありがとうございました。委員いかがでしょう。

〇委員

文章表現になるかもしれませんが、３２ページの（２）の（カ）なのですが、相談、紛争の防止等の体制整備に特化したものとする。あるいは他の自治体の条例のようにもっと幅広く共生社会づくりを目的に、次なのですが、普及という言葉が、私は少し違うのかと。啓発機能を持ったものとすることも大切。後者の場合は、最後のところもそうなのですが、それによって府民や事業者への啓発やＰＲ効果も上がってくる。そのＰＲ効果、府民や事業所への啓発、ＰＲそのことが少し普及という言葉と後のところなのですが、少し気になる表現なのです。考えていただければと思います。

○関川部会長

はい。３２ページの（カ）の部分については、少し内容を精査させていただいて、分かりやすい文書にしたいと思います。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

〇委員

たびたびすみません。３点、申し上げたいと思います。私の資料の（１）で書いているところですが、障がい及び障がい理解を広めていくという啓発の観点がありますが、障がい理解の中に、やはり社会モデルの観点である社会的障壁の除去ということを、入れていく必要があると思います。そうでなければ、例えば文例でいいますと、障がい者に対する理解や社会的障壁の除去の必要性について理解を深めるという形にしたいと思います。社会モデルの考え方を啓発の中に入れていくということです。そのことを全体に位置づけたいということです。それが１点です。社会的障壁の除去ということを学ぶことによって、社会の私たちがどのようにすべきなのかということを考える啓発ができると思います。

○関川部会長

今の部分は、取組みの原則のところですか。

〇委員

そうです。３７ページの原則のところもありますし、２７ページの教育のところにも関係すると思います。もう少しほかのところにも２６ページの（５）にも関係しそうなところですが、すみません。

○関川部会長

社会モデルの観点から、社会的障壁の除去といったものは、すべての部分に関わるものですので、ガイドラインがなぜ必要なのかも含めて、もう少し明確になるように考えてみたいと思います。はい。

〇委員

次に２点目です。（３）で書いていますが、第４のガイドラインの機能のところで、条例の必要性が書かれていますが、議論としてはガイドラインの機能と体制整備のところと一緒に議論しましたので、それがそのまま書かれていると思いますが、ガイドラインの規範性を確保するということと。それから紛争解決のための体制を整備するためにも、この条例で規定することが必要だということが、議論になったと思いますので、それを反映させるために、第５の体制整備のところにも、条例制定の必要性を記入したほうがよいと思います。併せて第６のまとめです。まとめのところにも、例えば原則のところに、根拠としての条例の制定が必要であるということを、書く必要があるのではないかと思います。これが２つ目です。

　それから３つ目は、私の資料でいいますと。裏の２ページ目の（８）に書いていますが、３５ページの中程に、この大阪府でつくる合議体が取り扱う事案の対象ということが書かれています。ここに不当な差別的取扱いは事案とする。Ｂ）の合理的配慮の不提供については、示すことは困難であるという形で書かれています。私は合理的配慮の不提供に係る事案も合議体で取り扱う必要があると思います。

理由は合理的配慮の不提供について、ガイドラインにおいて、統一的な基準を示すということは難しいということは出されましたが、そうであるからこそ、相談紛争解決機関において、審議して解決につなげることが必要なのではないかと思います。

また、論議にもありましたように、不当な差別的な取扱いについて、やはり合理的配慮がされているかどうかということも関係することがありますので、合理的配慮については、この合議体では扱わないということにはならないと思います。さらには他府県の条例でも合理的配慮の不提供をこのような調整機関の対象にしておりますので、合議体で取り扱う事案の対象として、合理的配慮の不提供も位置づける必要があると思います。以上３点です。

○関川部会長

はい。ありがとうございます。予定された時間が来てしまいました。もう少し時間を頂戴してもよろしいでしょうか。その他、ご意見がございましたら頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。頂戴した意見については、事務局の側で改めて内部で検討させていただいて、次回の部会で改めて、最終報告書（案）の提案をさせていただきたいと思います。今日のところはご意見を可能な限り伺うことができればと思っておりますが、いかがでしょう。委員いかがでしょう。

〇委員

私も最終的には条例が、やはり実効性があり好ましいと思いますが、ただ、障がい者の方は、非常に多様で、先ほどもおっしゃいましたが、いろいろな障がいを持った方がいらっしゃるので、条例でひとまとめにするのは、まず無理かと思いますし、昔、私は男女共同参画条例というものをつくったことがありますが、そのときも、やはり条例というのは、議会で可決しなければいけないので、議員さんの根回しが非常に大変で、それでなかなか私たちが提案したものより、かなり後退したものしかならなかったのです。

ただ、条例制定は必要だということは、同じだったのですが、ただ、例えばジェンダーフリーとか、そのときもバックラッシュが起こっていましたし、いろいろなことがあり、議会の理解を得るということはなかなか難しいので、その障がい者差別といっても、なかなか障がい者の人が広いので、あまりにも多様なので、一遍に条例でつくるのは、難しいのではないか。まず、ガイドラインをつくった上で、いわゆる共生社会を目指す条例というものをつくるほうが、私はいいのではないかと思います。

ただ、先ほど言われたように、正当化理由をあまり具体的に出してしまうと、このような正当化理由であれば許されてしまうかもしれない。これであれば差別してもいいのではないかというふうに受け取られる可能性がありますので、正当化理由の具体化については、もう少し配慮してもらいたいと思いました。

○関川部会長

はい。ありがとうございます。大変貴重な意見をいただきまして、参考にさせていただきたいと思います。おそらく条例といっても、その条例の具体的な内容は非常にいろいろなバリエーションがあり、考えになって委員の方々、あるいは、府民の方々が求めている条例の内容も、かなり違いがあるのではないかと思っています。今回の限られたスケジュールの中では、条例の具体的な内容、この内容であれば府議会を通して、具体的な形にしたいというものをつくっていくには、もう少し時間が必要にも思います。

　それではそのほかご意見ございませんでしょうか。はい。どうぞ。

〇委員

条例についての「障害者差別解消法」に特化した条例でなくて、すでにできている条例に並ぶような形で、その中で、いわゆる差別解消を織り交ぜてつくろうかということで、ＯＤＦという名称で、３１団体で、今、構成して、いろいろこのような検討はさせていただいております。いずれ皆様方にもお知恵をお借りしなければならないと思いますが、いずれにしても大阪府では、やはりどうしてもつくろうよということで、われわれ障がい者団体で、今、始めているところです。まだ、具体的に何もございませんが、また、皆さん方のお力を、どうかよろしくお願いいたします。以上です。

○関川部会長

はい。ありがとうございます。時間が５分ほど過ぎてしまいました。最後、事務局より、今、ご意見いただいた内容を総括して、３分ほどでご回答なり、ご意見をいただき、次回につなげたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇事務局

今までいただいたご意見については、最大限その趣旨を尊重して、１１日の部会で修正（案）を出させていただきたいと思っております。特に２点だけこの素案の趣旨、このような記載にした趣旨について、もう一度ご説明させていただきますと。私人の行為等につきまして、複数の委員からご指摘があったかと思いますが、これにつきましても冒頭に説明しましたように、今年３月の議論の整理で、私人の行為については、国の差別禁止部会の意見書を引きながら、私人間においては結社の自由とか、私的自治の原則、そのような思想信条の問題に関わることから、法律で規制すべきではないという国の差別禁止部会の意見書を引きながら、本部会でのガイドラインの検討の対象外とする。なお、このような行為については、ガイドラインの検討とは別に、啓発を通じて対応していくべきであるという議論の整理をいただきましたので、それに基づいて今回の報告書を提案させていただいたという経緯がございます。

　それともう１つ、合理的配慮の不提供の事案についても、合議体、第三者委員会の審議の対象にするかどうかということについてなのですが、合理的配慮の不提供につきましては、これまでも説明しましたが、個別性が非常に高いと。過度な負担を判断するためには、事業者の事業規模とか、財政状況、赤字かどうかとか、そのようなことも含めて、経営判断に関わってくるようなことも含めて、それを踏まえて何かこのような合理的配慮をせよという結論を出して、勧告なりということにつなげていくということを考えますと。それは少し現実的に示すことは困難なのかということで、合議体の審議の対象とはしていないという提案にさせていただいています。

　なお、先行の条例を策定している府県においても、この点については、対応が分かれておりまして、千葉県などにおいては、もちろん合理的配慮の不提供についても対象にしておりますが、最近条例を策定した京都府などにおいては、対象にしていないと。不当な差別取扱いのみを対象としていると。各県の対応も分かれているところです。

なお、千葉県のほうでもお伺いしたところによりますと。合理的配慮の不提供について、施行後、勧告なりが出たということは、事案がないということをお伺いしていますので、やはりこれはなかなかそのようなところまで結びつけるのは、現実的には難しいのかというところを勘案して、今のような提案にさせていただいているというところでございます。以上です。

○関川部会長

はい。ありがとうございます。どのようなメンバーで紛争解決の第三者機関を構成するのか。そのメンバーで本当に合理的配慮の不提供の差別に当たると判断できる能力があるのかというところは、少し今の段階では難しいということだと思います。

　当面は差別的取扱いの事例を重ねながら、全国で合理的配慮の不提供についての考え方がまとまって、ある程度先例などができてくれば、将来的にはそこも踏み込んでいけるかもしれませんが、当面は事務局の考え方とすれば、そこについて第三者機関で判断していくというのは、難しいのではないかというご意見だと思います。はい。ありがとうございます。

それでは本日の議題については、ここまでとさせていただきます。本日の議論を踏まえて事務局で整理をお願いいたします。来週、１１日になりますが、第９回での提言、取りまとめに向けて引き続き議論をしてまいりたいと思います。委員の皆様方には、長時間にわたるご検討、ご意見を、本当にありがとうございました。事務局にマイクをお返しいたします。

〇事務局

関川部会長、委員の皆さま、長時間にわたるご討議ありがとうございました。次回の部会は、すでにご案内しておりますとおり、来週、９月１１日に開催させていただきます。引き続き提言についてご討議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上をもちまして第８回の差別解消部会を閉会といたします。

長時間にわたりありがとうございました。

（終了）